

(別紙)

令和8年度栃木県こどもモニター・ワークショップ実施業務委託公募型プロポーザル審査基準

- 1 審査は、令和8年度栃木県こどもモニター・ワークショップ実施業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）の委員が行うものとする。
- 2 委員は、公募型プロポーザル参加表明書を提出した者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書の内容を基に、次の項目及び配点により評価を行う。

審査項目		評価内容	配点
1	業務内容の理解度	本事業を実施する根拠法令や社会的背景等、業務の目的及び業務内容を十分に理解しているか。	10
2	組織体制	業務が円滑に進められる組織体制やスケジュールとなっているか。	10
3	企画提案の優位性	モニター数の確保について、効果的な実施手法、より高い訴求効果が期待できる広告宣伝方法が提案されているか。	10
		モニターアンケート回答数の確保について、有効な方策が提案されているか。	10
		モニターアンケート実施後の公表用資料、ワークショップの当日資料について、こどもや若者へのわかりやすさを意識した優位性のある提案がなされているか。	10
		モニター及びワークショップに係るフィードバックの実施方法や資料について、こどもや若者への伝わりやすさを意識した優位性のある提案がなされているか。	10
		その他、業務の効果的・効率的な実施に向けた工夫や独自の提案等が含まれているか。	10
		個人情報保護、情報セキュリティ確保への対策が十分取られているか。	10
4	計画性及び実現性	過去の実績等から、十分な実施が期待できるか。	10
		国や自治体のこどもや若者、保護者を対象とした事業の経験があるか。	5
		見積額は上限の範囲内で、明確かつ妥当な内容となっているか。	5
合 計			100

- 3 契約候補者の決定の手順は、次のとおりとする。
 - (1) 企画提案者の中で、最高点と評価した委員が最も多かった者を契約候補者とする。
 - (2) 該当する企画提案者が複数あった場合は、各委員による評価点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
 - (3) 上記(2)において、平均点が最も高い者が複数あった場合は、委員会で審議の上、契約候補者を決定する。
 - (4) 各委員による評価点の平均点が60点に満たない提案者は、契約候補者又は次点者になることができない。